

【例題－事務5】

予算及び決算に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 憲法は、予算の作成・提出権を内閣に与えているものの、財政の基本原則として、財政民主主義を明記しているため、国会が予算を作成・提出することも認められる。
2. 憲法は、予算に関する議決権を国会に与えているため、予算の作成・提出権が内閣に属していても、国会が予算を修正し、減額又は増額することは認められる。
3. 憲法は、予算は会計年度ごとに作成されるものとしているため、長期的な事業の遂行のためであっても、年度をまたがる継続費を認めることはできない。
4. 憲法は、予見し難い予算の不足を補うため、あらかじめ国会の議決に基づいて予備費を計上することを認めているため、予備費の支出について事後に国会の承諾を得る必要はない。
5. 憲法は、決算が会計検査院による検査を経て、内閣により国会に提出されるものとしているため、決算の内容について国会が内閣の責任を追及することはできない。

(正答) 2